

「地域の森づくり」事業実施要綱

(事業目的)

第1条 この事業は、緑の募金の普及啓発とともに、「にいがた緑の百年物語—木を植える県民運動」(以下「県民運動」という。)の推進を図るため、啓発効果の高い拠点の森づくりや緑化活動等により緑豊かなふるさとにいがたの創造と地域における県民運動の波及を目的とする。

(対象団体)

第2条 緑化ボランティア団体、市町村及び県地域振興局等を構成員として設立された支部、地域連絡会議及び協議会等(以下「地域連絡会議」という。)とする。

(対象事業)

第3条 地域の模範となる植樹活動、森林整備活動及びこれらに付随する啓発活動とし、事業名には、地域名を付すものとする。例:「地域の森づくり」事業(〇〇地域)

(1) 対象地 一般に開放され地域住民が広く利用する公共施設、里山等

(2) 対象経費 森づくり活動経費及び活動の周知理解を図る為の啓発活動費(緑の募金「森づくり事業」に準ずる。)

(3) 助成金額 50万円を上限とする。なお、申請・助成決定額は千円単位とし、端数は切り捨てとする。

(事業申請書の提出)

第4条 この事業を希望する地域連絡会議は、事業申請書(様式第1号)を公益社団法人にいがた緑の百年物語緑化推進委員会(以下「緑推」という。)に提出する。

(事業決定)

第5条 緑推は、事業申請書の内容を審査し、予算の範囲内で助成金額を決定し、事業交付決定通知書(様式第2号)により事業決定を地域連絡会議に通知する。

(実績報告)

第6条 事業決定通知書を受け取った地域連絡会議は、事業を実施し、その事業が完了したときには、実績報告書(様式第3号)を緑推に提出する。

(助成金の交付)

第7条 緑推は、実績報告書の内容を審査し、適当と認められる場合には、助成金の交付を行う。

(概算払い)

第8条 緑推は、第7条の規定にかかわらず事業の実行上必要と認めた場合においては、本事業に係る助成金の決定額の2分の1を限度として助成金の概算払いをすることが出来るものとする。

2 申請者は、前項に規定する助成金の概算払いを受けようとする場合は、助成金概算払い請求書(様式第4号)を、緑推に提出するものとする。

3 緑推は、前項に規定する請求を受理したときは、その内容を審査のうえ、予算の範囲内において助成金の概算払いを行うものとする。

(検査)

第9条 緑推は、必要に応じて助成対象の現地検査及び帳簿等の検査を実施する。

(関係書類)

第10条 事業にかかる関係書類は2年間保存する。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し、必要な事項は緑推が別に定める。

附則 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

この要領は、平成28年4月1日から施行する。